

( 外交防衛委員会 )

イラクにおける自衛隊の部隊等による対応措置を直ちに終了させるためのイラクにおける人道

復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法を廃止する法律案 ( 浅尾慶一郎

君外五名発議 ) ( 参第五号 ) 要旨

本法律案は、イラクに対する国際連合加盟国による武力の行使が正当性を有していないこと、いわゆる非戦闘地域の概念が虚構の概念であること等の理由によりイラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法の法的な枠組みが完全に破綻<sup>たん</sup>していること、イラクにおける自衛隊の部隊等による対応措置に関する政府の情報開示が極めて不十分であること等にかんがみ、イラクにおける自衛隊の部隊等による対応措置を直ちに終了させる等のため、同法を廃止しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法は、廃止する。
- 二、本法律は、公布の日から施行する。
- 三、本法律による廃止前のイラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置

法（以下「旧法」という。）は、本法律の施行の際現に実施されている対応措置の終了に関し必要な範囲内において、なおその効力を有する。

四、三によりなおその効力を有するものとされる旧法第五条の規定に基づく国会への報告は、国会による民  
主的統制に十分資するものでなければならぬ。